

農業技能実習事業協議会の設置について

1. 目的

農業関係の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第54条第1項の規定に基づき農業技能実習事業協議会を設置する。

2. 協議事項

- (1) 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- (2) 不正行為に対する再発防止策
- (3) 農業協同組合等が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習に関する取組
- (4) 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

3. 構成員

別紙のとおり

4. 事務局

農林水産省経営局就農・女性課

5. 開催時期

毎年6月頃に開催することを基本とするが、それ以外においても必要に応じて開催することができる。

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会

全国農業協同組合中央会

一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

法務省入国管理局入国在留課

厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官

外国人技能実習機構

参照条文

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) (抄)

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。